

監事意見書

私ども監事は、国立大学法人法第25条第4項及び第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)における大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の業務及び会計について監査をいたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、各研究所・施設等からは業務処理の状況を調査するとともに、機構の業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書。以下、「財務諸表」という。)、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であることを認めます。
- (2) 財務諸表は、法人の財政状態、運営状況等財政運営に関する真実の情報を正しく示していると認めます。
- (3) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、国立大学法人法等に違反する重大な事実は認められません。

追記事項

事業報告書の「課題と対処方針等」及び財務諸表の注記に記載のとおり、機械・設備の購買業務において、不適切な業務処理及び経理処理が行われていた。調査委員会の調査結果に基づき、事実関係の解明、再発防止策の策定を進めること。なお、不適切な処理が判明したものについて財務諸表は修正されている。

平成26年6月27日

大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構

監事 岩崎 洋 一



監事 磯部 正 昭

